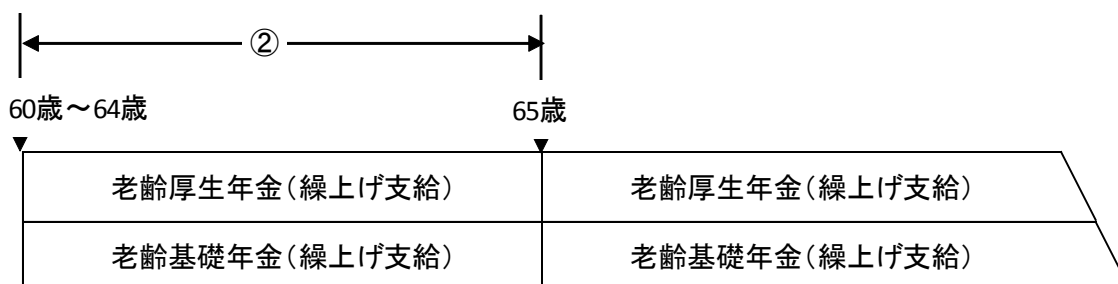


経過措置終了後の対象の方

繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、60歳から64歳までの請求時の年齢に応じて、本来の老齢厚生年金の年金額から、政令で定める額が減じられた額となります。ただし、加給年金額は、受給権者が65歳に達するまでは加算されません。また、繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する方は、同時に老齢基礎年金の繰上げ請求をしなければなりません。

◎経過措置終了後の対象の方の繰上げ請求された場合の

老齢厚生年金・老齢基礎年金の計算式



この場合、繰上げ支給の老齢基礎年金の年金額と繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額はそれぞれ次の計算式で算出した額となります。

$$\cdot \text{繰上げ支給の老齢厚生年金額} = (\text{老齢厚生年金額}) - (\text{老齢厚生年金額}_{\text{注1}} \times \text{②} \times 0.005)$$

注1 経過的加算が加算される場合は、減額する老齢厚生年金額の中に経過的加算を含みます。

$$\cdot \text{繰上げ支給の老齢基礎年金額} = (\text{老齢基礎年金額}) - (\text{老齢基礎年金額} \times \text{②} \times 0.005)$$

② = 繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数

経過的加算の減額分は、報酬比例部分から減額され、経過的加算そのものは減額されずに加算されます。